

42
に、
24
26
27
28
29
30
31
32
33
35
36
36
37
を
25
26

別表第七の二イの表中

36
37
38
39
40
42
を
37
37
38
39
40

34
35
35
36
36
37
38
39

に改める。

別表第七ケの表中

34
35
36
37
37
38
38
39
39
40
を
33
34

47
47

に改める。

別表第七キの表中

46
46
47
47
48
48
49
を
45
46
46
46
46
47

に改める。

を
67
67
67
67

に、

69
69
70
70
71

を

68
68
68
68
69

65
65
66

に、

66
67
67

を

66
66
66

に、

67
68
68
68
68

57
58
58
59
59
60
60
61
61
62
62
63
63

に、

65
66
66

を

別表第七エの表中
58
59
60
60
61
61
61
61
62
62
62
62
63
63
63
64
を

73
74
75

に改める。

別表第七のニケの表中

65
66
67
68
70
72
74

を

66
68
70
72

別表第七のニクの表中

30
32

を

31
32

に改める。

改める。

別表第七のニキの表中

78
80
82
84
85

を

79
82
85
85
85

に

改める。

90
92
94

に、

102
108
114
120
122
124

を

103
110
117
124
125
125

に

別表第七のニエの表中

81
82
83
84
87
90
93

を

82
84
86
88

に改める。

144
150

を

95
98
101
104
107
110
113
116
121
126
131
136
141
146
151

別表第七のニウの表中

94
96
98
100
103
106
109
112
117
122
127
132
138

27
28
29
30
31
32
33
35
36
37
38

に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成三十年十二月二十五日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後規則」という。）の規定は、同年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成三十年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後規則の規定による号給がこの規則による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前規則」という。）の規定による号給に達しない職員の場合、当該適用又は異動の日における号給については、改正後規則の規定にかかわらず、改正前規則の規定による号給とすることができる。

3 この規則の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の場合、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。